

様式第4号（第7条関係）

パブリックコメント募集案件概要書

【案件名：つくば市自殺対策計画（案）】

つくば市保健福祉部健康増進課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

平成28年の自殺対策基本法の改正により、すべての市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられています。つくば市の年間自殺者数は、ここ数年25人から40人の間を推移しており、最終目標の自殺者ゼロにはとどかない状況です。「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、「つくば市自殺対策計画」を策定します。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

茨城県自殺対策計画、江戸川区自殺対策計画等

○ 未来構想における根拠又は位置付け

本計画は、市の基本的なまちづくりの指針である「つくば市未来構想」の「人を育み、みんなで支えあうまち」に位置づけ、市民がいきがいをもって穏やかに暮らせるまちづくりを推進するとともに、安心して暮らせる環境づくりを強化します。そのため、関係機関との連携をはじめ、健康・福祉サービスの強化に向けた取組を総合的に推進します。

○ 関係法令、条例等

自殺対策基本法

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む。）

自殺対策計画を策定し、普及・啓発することで、自殺を身近な問題と捉え、将来の自殺者ゼロを目指すことができる。

つくば市自殺対策計画(案)の概要版

～誰も自殺に追い込まれることのないつくば市を目指して～

策定の趣旨（基本理念）

「生きることへの包括的支援」として自殺対策を更に推進していく必要があると考え、一人ひとりが「命」を大切にし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

位置づけ及び期間

自殺対策基本法第13条第2項の規定による市町村計画に位置づけられ、計画期間は、令和元年度（2019年度）から令和7年度（2025年度）までである。

数値目標

自殺者ゼロを目指す中での当面の目標として、令和7年（2025年）までに自殺死亡率（人口10万対）を11.8以下（年間自殺者数26人以下）に減少させることを目指す。

基本施策と評価指標

基本施策	項目	評価指標	目標値
1	地域におけるネットワークの強化	自殺対策に関する有識者会議	必要に応じて開催する体制をとる
2	自殺対策を支える人材育成	一般市民向けゲートキーパー研修受講者数	延べ1,000人
3	住民への啓発と周知	相談先があることを知っている人の割合（健康つくば21アンケート「相談先一覧チラシ」認知度）	15%以上
4	生きることの促進要因への支援	1年以内に自殺を考えたことのある人の割合（健康つくば21アンケート）	5%以下
5	児童・生徒の「SOSの出し方に関する教育」	公立小中学校・義務教育学校において「SOSの出し方教育」の授業を実施している学校	100%

重点施策

本市の自殺ハイリスク群である「高齢者」「生活困窮者」「若者」に重点を絞った取組

1 高齢者の自殺対策の推進

- 1) 高齢者への「生きるための支援」の充実と啓発、連携体制の充実
- 2) 高齢者の健康づくり、社会参加及び居場所づくりの推進
- 3) 高齢者支援に携わる人材の養成

2 生活困窮者の自殺対策の推進

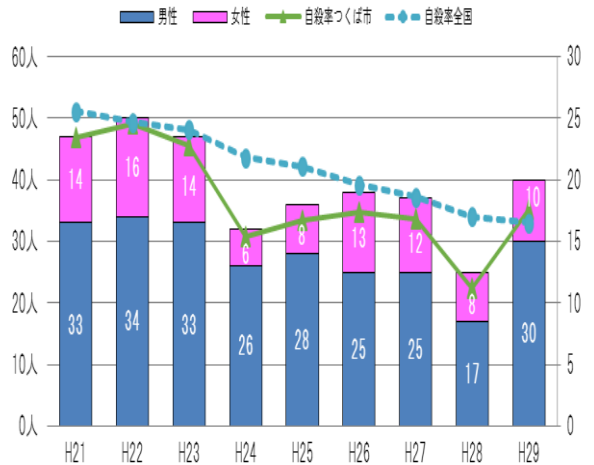
- 1) 生活困窮者自立支援事業との連携
- 2) 生活困窮者に対する生きる支援の推進と連携の強化

3 若者向け自殺対策の推進

- 1) 若年層が相談しやすい相談窓口の周知
- 2) 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実
- 3) 若者が利用しやすい就労相談窓口の周知

自殺者の現状

図1 自殺死亡率と自殺者数の推移(平成21年～29年)



【出典】自殺総合対策推進センター

「地域自殺実態プロファイル（2018）」